

輝く笑顔 いちかわみさと



第4次
市川三郷町男女共同参画プラン

町長あいさつ

男女がともに支えあう社会をめざして

男女共同参画社会基本法が平成11年に制定されて以降、国・県・市区町村では、様々な分野で活動に参画できる「男女共同参画社会」の形成を総合的かつ計画的に推進しております。

本町でも「～輝く笑顔いちかわみさと～」の名称で、男女共同参画プランを策定しており、平成19年1月に第1次プランを、平成24年3月に第2次、平成29年3月に第3次プランを策定してまいりました。

施策の展開として、毎年開催するフォーラムや川柳コンテストの実施、広報いちかわみさとでのコラム掲載による情報発信などを行い、男女共同参画社会の実現に向けて、町民の意識改革や啓発などの取り組みを進めてきたところです。

このたび策定した第4次男女共同参画プランは、今までの施策を継承しつつ、第3次プランからの課題である固定的性別役割分担意識の解消や社会問題となっているDV（ドメスティック・バイオレンス）の根絶に向けた取り組み、女性の活躍推進など、男女の人権尊重と、SDGs※への理解や新型コロナウイルス感染拡大に伴う社会情勢の変化に対応した計画となっております。

このまちの輝かしい未来に向け、町民一人ひとりが「輝く笑顔」でいられるような地域社会づくりを目指し、行政だけでなく、町民の皆さま、事業者・教育関係者の方々と連携・協働して、このプランを推進してまいります。皆さまの家庭、職場、学校、地域社会など、あらゆる分野において男女が共に支え合い、参画できるような社会を実現するため、一層のご理解とご協力をお願いします。

最後に、本プランの策定にあたって貴重なご意見、ご提言をいただきました市川三郷町男女共同参画推進委員会の皆さまをはじめ、ご協力いただきました多くの住民の皆さまに心からお礼申し上げます。

令和4年3月

市川三郷町長 遠藤 浩

会長あいさつ

わたくしたち男女共同参画推進委員会は、市川三郷町の誕生から「男女が共に支えあう社会をめざして」を目標に活動してまいりました。

町民をはじめ学校や各種団体の協力のもと、広報いちかわみさとへのコラム掲載、川柳コンテスト、みさとの秋まつりでの意識調査アンケートの実施、輝く笑顔いちかわみさとフォーラムの開催などを通じて、すべての町民の皆さまが助け合い、尊重し合える社会の実現に向けて取り組んでいます。

この度、策定されました第4次市川三郷町男女共同参画プランは、平成19年3月策定の第1次プラン、平成24年3月策定の第2次プラン、平成29年3月策定の第3次プランを継承し、地域に残る課題の解消と社会情勢の変化などに応じた内容となっております。

今まで取り組んできた活動を推定するとともに「男だから」、「女だから」ではなく、すべての人が対等な立場でジェンダー平等社会に取り組んでまいります。

本プランの目指す目標の先には～輝く笑顔いちかわみさと～があります。町民の皆さまとともに微笑んでいられる市川三郷町を目指し、これからも男女共同参画の推進に取り組んでまいります。

令和4年3月

市川三郷町男女共同参画推進委員会 会長 市瀬 百合子

目 次

第4次市川三郷町男女共同参画プラン ～輝く笑顔いちかわみさと～ の概要	・・・	1
第4次市川三郷町男女共同参画プラン ～輝く笑顔いちかわみさと～ の体系	・・・	3
プランの説明	・・・	5
基本目標Ⅰ 男女の人権の尊重とその意識をつくるために	・・・	5
基本目標Ⅱ 男女共同参画による豊かな地域社会をつくるために	・・・	7
基本目標Ⅲ 男女がともに活躍する社会をつくるために	・・・	10
基本目標Ⅳ 男女がともに安心して健やかに暮らせる町をつくるために	・	14
参考資料	・・・	18

※SDGs

Sustainable Development Goals の頭文字をとった造語で、2015 年に国連が提唱した持続可能な開発目標。17 の目標と 169 のターゲットから構成され、2030 年までに達成することをゴールとしている。

第4次市川三郷町男女共同参画プラン ～輝く笑顔いちかわみさと～の概要

1 プランの名称・総合目標・基本目標

名 称 第4次市川三郷町男女共同参画プラン ～輝く笑顔いちかわみさと～

総合目標 男女がともに支えあう社会をめざして

基本目標 I 男女の人権の尊重とその意識をつくるために
II 男女共同参画による豊かな地域社会をつくるために
III 男女がともに活躍する社会をつくるために
IV 男女がともに安心して健やかに暮らせる町をつくるために

2 策定の趣旨

男女がともに助け合い、互いに尊重し合える男女共同参画社会は、目指すべき理想的な社会であり、男女共同参画社会の実現は、少子高齢化、情報化、国際化の進展など社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、緊要な課題とされています。

本町では平成19年3月に「市川三郷町男女共同参画プラン～輝く笑顔いちかわみさと～（第1次プラン）」を策定し、同年9月「市川三郷町男女共同参画推進条例」を制定しました。平成24年3月には、「第2次市川三郷町男女共同参画プラン～輝く笑顔いちかわみさと～」、平成29年3月には、「第3次市川三郷町男女共同参画プラン～輝く笑顔いちかわみさと～」を策定しました。これまでの間、プランを主軸とした様々な取り組みがなされ、徐々に男女共同参画に対する町民の認識は高まりつつあります。しかし一方で、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会における慣行が根強く残る等の課題も山積しています。

こうした課題を少しずつ解決し、さらなる男女共同参画社会の実現に向け、社会情勢の変化等を踏まえ、「第4次市川三郷町男女共同参画プラン～輝く笑顔 いちかわみさと～」を策定しました。

3 計画の性格

この計画は、町政運営の基本方針である長期計画「市川三郷町第2次総合計画」の基本理念である「賑わうまち」に位置づけられ、町が行う男女共同参画に関する施策の基本指針となるものです。

この計画は、男女共同参画社会基本法に基づき、国や県の男女共同参画計画を踏まえ策定するものです。

この計画は、第3次プランを基に策定され、新たな取り組みを取り入れつつ計画するものです。

この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」としても位置づけています。

この計画の基本目標Ⅲ「男女がともに活躍する社会をつくるために」を、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）第6条第2項に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」としても位置付けています。

4 計画の期間

「第4次市川三郷町男女共同参画プラン ～輝く笑顔いちかわみさと～」の計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間です。

必要に応じて、3年経過の段階で社会情勢の変化などに合わせて見直しを行うものとします。

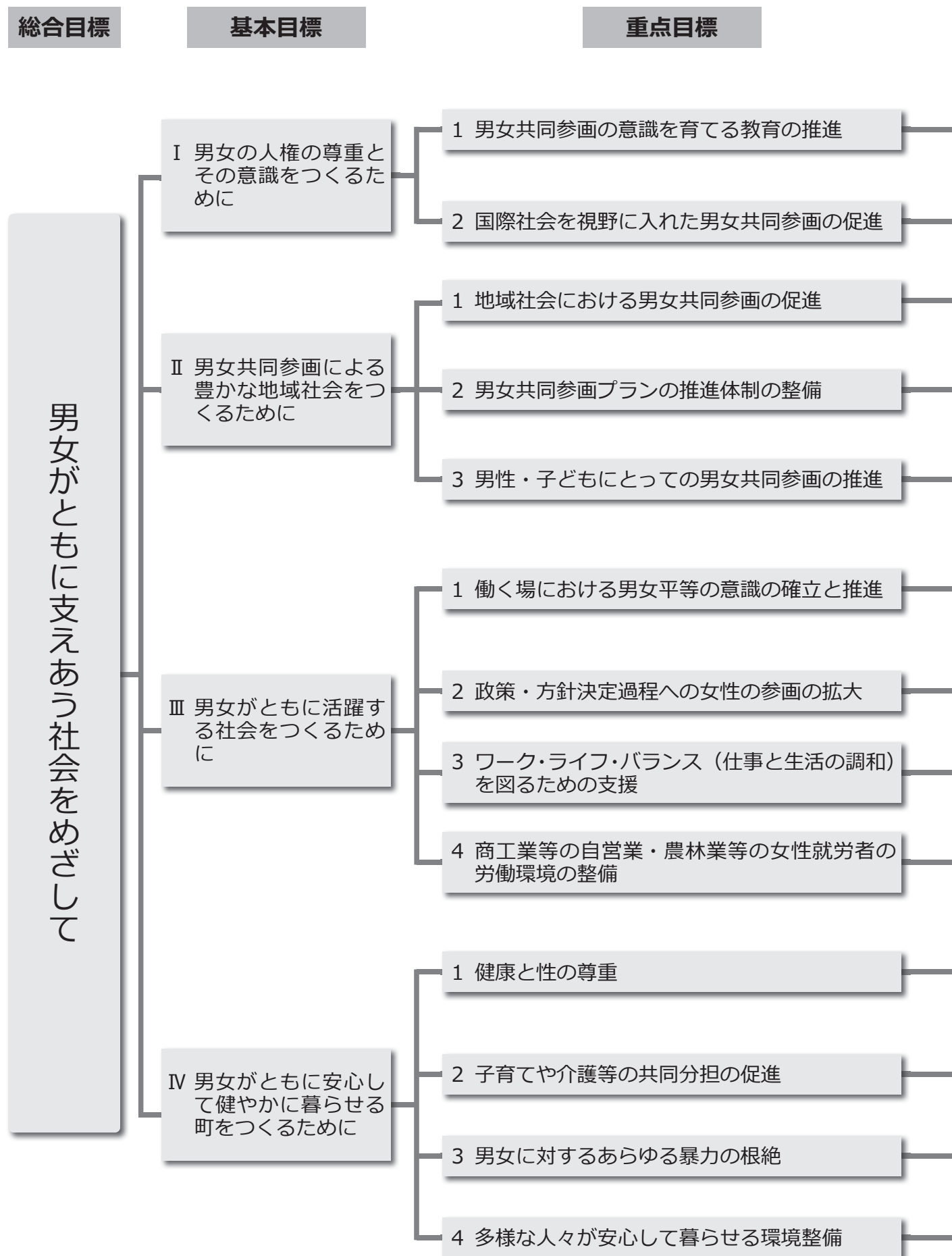
5 策定の背景

わが国では、国際的な取り組みと連動しつつ女性問題解決・男女共同参画社会確立に向けて、平成11年6月には「男女共同参画社会基本法」が制定・施行され、平成12年12月には基本法に基づく「男女共同参画基本計画」が初めて策定されました。その後、平成27年12月には、「第4次男女共同参画基本計画」が策定されています。

山梨県でも、男女共同参画の地域づくりの推進を目的として、さまざまな取り組みが行われており、平成10年2月には「男女共同参画社会の実現をめざして」を総合目標とした「やまなしヒューマンプラン21」を策定し、平成14年3月には「山梨県男女共同参画推進条例」を制定、令和4年3月には、「第5次山梨県男女共同参画計画」を策定しています。

また、国では、平成27年9月に、自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要であることから、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現に向けて「女性活躍推進法」が施行されました。

このような状況の下、町は、町民・事業所・国・県と連携して男女共同参画社会実現に向けて取り組むための指針となるプランを策定しました。本プランは、第3次プランを基に社会情勢の変化を踏まえ、現状に即し、実践行動を盛り込んだ内容となっております。



施策の方向

- (1) 家庭・学校・職場・地域における男女共同参画の教育の充実
- (2) 固定的性別役割分担意識の改革
- (3) 男女がともに家庭的責任を担う意識づくりの促進
- (4) 男女共同参画の学習支援とチャレンジ支援

- (1) 国際社会における男女共同参画の情報収集および提供ならびに施策への反映

- (1) 男女共同参画の視点に立った制度や慣習の見直し
- (2) 地域活動における女性の社会参画の促進
- (3) 男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興体制の促進

- (1) 庁内推進体制の強化
- (2) 町職員の理解の促進

- (1) 男性に対する心身の健康維持等の推進
- (2) 男性の家庭や地域への参画に向けた意識啓発と支援
- (3) 子どもにとっての男女共同参画の理解の促進

- (1) 男女の均等な雇用機会のさらなる促進
- (2) 女性の能力発揮促進のための支援
- (3) 仕事を続けたい女性への雇用環境の整備促進
- (4) セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどの防止と暴力の根絶

- (1) 町の各種審議会・行政委員への女性の積極的な登用
- (2) 男女共同参画の視点をもった人材の育成

- (1) 仕事と子育て・介護等家庭生活の両立に関する普及・啓発
- (2) 仕事と生活の調和が図れる働く場の環境整備

- (1) 女性の経済的自立と地位向上および就業環境の整備
- (2) 商工業等の自営業・農林業等の従事者に対する労働環境の整備
- (3) 家族経営協定への積極的な取り組み

- (1) 健康と性の尊重に向けた意識啓発
- (2) 思春期と更年期の女性に対する学習機会の創出
- (3) 女性が安心して子どもを産み育てるための支援体制の周知
- (4) 健康をおびやかす問題についての対策の推進

- (1) 家事・子育て・介護等の共同分担の意識づくりの促進
- (2) 介護・看護体制の充実

- (1) 配偶者などからの暴力防止策の推進
- (2) ストーカー行為の防止対策の推進

- (1) 生活上困難に直面する男女への支援
- (2) 外国人が安心して暮らすための支援

基本目標Ⅰ 男女の人権の尊重とその意識をつくるために

重点目標1 男女共同参画の意識を育てる教育の推進

近年、家庭や学校、職場や地域では、社会的かつ文化的に形成されてきた男女の役割を見直し、男女共同参画の意識を育むことが求められています。家庭や学校では男女が互いに認め合う心、また、職場や地域では男女が互いに尊重し合える心を育てることが必要です。固定的な性別役割分担意識の打破を促し、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）から悪影響が生じないように幼児期から高齢者に至る幅広い層を対象に男女共同参画の意識を育てる教育を進めます。

■施策の方向

（１）家庭・学校・職場・地域における男女共同参画の教育の充実

幼児期から高齢者に至る幅広い層を対象に社会のあらゆる場で、社会的・文化的に形成されてきた男女の差別を見直し、男女共同参画の意識を育むとともに、未来を担う子どもたちが、性別にとらわれることなく個性や能力を伸ばせる環境を整備することが必要です。

●推進の方法

- ・「家庭の日」（第3日曜日）には、家族の中でお互いの人権を認め合い話し合いの時を持てるよう促す。
- ・意識啓発事業（川柳コンテスト等）を開催して男女共同参画の意識を育成する。
- ・町広報紙「広報いちかわみさと」での広報活動の充実を図る。
- ・公民館活動の中で男女共同参画の意識を啓発する。
- ・学校の先生、保育士を対象とした無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）についての研修を実施する。

実践行動
● 家族で家事・育児・介護を分担してみよう

（２）固定的性別役割分担意識※の改革

男女が性別にとらわれず、その能力や個性を十分に発揮して主体的に生きるためには、性別による固定的な役割分担意識※を解消することが必要です。性別を理由として固定的に決めつけられた意識や慣習にとらわれない多様な男女のイメージを浸透させることが求められます。

●推進の方法

- ・講演会・学習会等を開催する。また、他の機関（県、県男女共同参画推進センター）で開催される講座等への参加を促す。
- ・意識調査（アンケート等）を実施し、その結果を広報する。

実践行動
● 家庭内での役割の差を家族で話し合い、役割を一日交換してみよう！

※固定的役割分担意識

男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。

（３）男女がともに家族的責任を担う意識づくりの促進

性別に関わらず、男女がともに家事・子育て・介護などの家庭生活を営めるよう、意識啓発や能力の養成を図ることが必要です。

●推進の方法

- ・講演会・学習会等を開催する。また、他の機関で開催される講座等への参加を促す。
- ・家事（料理教室等）・子育て・介護についての講習会に男性の参加を促す。



家族で講演会や学習会に参加してみよう

家族みんなで一緒に料理を作ってみよう

（４）男女共同参画の学習支援とチャレンジ支援

男女共同参画に係る学習会等を開催し、幅広い年代の町民の意識啓発や能力養成を図ります。エンパワーメント※のための教育・学習活動を充実し、町民があらゆる分野で能力を発揮できるように支援します。

●推進の方法

- ・講演会・学習会等を開催する。また、他の機関（県・県男女共同参画推進センター等）で開催される講座等への参加を促す。



何歳になっても勉強してみよう

困ったら相談してみよう

重点目標２ 国際社会を視野に入れた男女共同参画の促進

地球規模の交流は、経済のグローバル化や情報通信の発展に伴いますます進んでいます。女子差別撤廃条約※等の国際規範の周知をはかるとともにその理解を深め、国際社会の一員として町民意識の向上を図っていくことが必要です。

■施策の方向

（１）国際社会における男女共同参画の情報収集および提供、ならびに施策への反映

●推進の方法

- ・国際社会の情報や国際社会と比較した日本の現状を周知する。



国際交流のイベントに参加してみよう

※エンパワーメント

力をつけること、自らの意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持つ存在になること。

※女子差別撤廃条約

男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としている条約。昭和 60 年批准。

基本目標Ⅱ 男女共同参画による豊かな地域社会をつくるために

重点目標1 地域社会における男女共同参画の促進

地域社会における男女共同参画の促進は、地域の中に形成されてきた根深く残る性別による役割分担の慣習を見直し、互いに地域での役割を分担しながら助け合い、協力し合って暮らしやすい地域社会をつくることが大切です。それには、地域の役員等を性別にとらわれずバランスよく構成することが必要であるとともに、女性自身が進んで地域活動に参画していけるよう環境を整備することが急務です。女性の社会進出が促されるようを促すなど環境を整備し、地域社会における男女共同参画を進めます。

■施策の方向

(1) 男女共同参画の視点に立った制度や慣習の見直し

地域社会には、男女の固定的な性別役割分担意識がなかなか変わらない慣習・慣行や制度が存在しています。これらを見直すには、地域に暮らすあらゆる世代・性別の町民が主体的に取り組み、合意や納得を得ていく必要があります。

●推進の方法

- ・自治会役員への女性の登用を促進する。

〇。

実践行動
役員負担の軽減も考えつつ女性の参加を増やそう

(2) 地域活動における女性の社会参画の促進

男女共同参画社会を実現するためには、女性も自分の意見をもって地域の活動へ積極的に関わり、意思決定の場に参画していくことが重要です。

●推進の方法

- ・自治会長への女性の登用を促進する。

〇。

実践行動
女性が参加しやすい環境をみんなで考えよう

区長・組長などの負担の軽減を考えよう

(3) 男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興体制の整備

未曾有の被害をもたらした東日本大震災や熊本地震等、地震直後の避難対応から支援対応、復旧・復興への過程においては地域コミュニティの重要さが注目されました。非常時は平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、ジェンダー※課題が拡大・強化されます。そのため、平常時からあらゆる施策の中に、男女共同参画の視点を含めることが重要です。

いつ起きるかもしれない大地震の発生に備え、災害発生時に混乱に陥ることなく男女共同参画の視点に立って準備を進めておくことが求められます。

※ジェンダー（社会的・文化的性差）

生物学的性別ではなく、社会的通念や慣習の中にある、社会によって作り上げられた男性、女性の別のこと。

●推進の方法

- ・日常から男女共同参画の視点で、自助・共助の視点に立った避難訓練や減災への取り組み等を行う。
- ・防災会は男女それぞれの目線を生かした組織づくりに努める。
- ・女性消防団員の拡充を各地域にて図る。

実践行動
災害を想定したタイムライン、具体的な避難生活を家族で話し合い想定してみよう

重点目標２ 男女共同参画プランの推進体制の整備

男女共同参画プランを推進するためには住民や企業、行政など相互の連携が求められています。行政においては、施策を総合的、計画的に進める推進体制を構築し、プランの具体的な施策について調整する必要があります。また、市川三郷町男女共同参画推進委員会との連携強化も必要です。このため、男女共同参画プランの推進体制の整備に努めます。

■施策の方向

（１）庁内推進体制の強化

男女共同参画社会実現に向けての施策は、広範囲で多岐に渡るため、全庁的な体制で取り組むことが必要であり、各部署と連携を図りながら、男女共同参画に関する施策を円滑に進めることが求められます。

●推進の方法

- ・市川三郷町男女共同参画庁舎内推進委員会において、各部署の毎年の達成度を評価する。

実践行動
女性職員の活躍を応援しよう

（２）町職員の理解の促進

町職員は日常の業務において常に男女共同参画の視点を持つことが重要です。施策への反映はもちろん、業務を通して町民の男女共同参画意識を啓発していくことが求められます。

●推進の方法

- ・町職員に、男女共同参画に関わる研修を多く設ける。

実践行動
業務はチームワークで取り組もう

重点目標3 男性、子どもにとっての男女共同参画の推進

男女共同参画社会の形成は、男性にとっても、暮らしやすくなるものであることの理解を深め、男性やこれからの時代を担う子ども・若者世代への啓発を進めます。

■施策の方向

(1) 男性に対する心身の健康維持等の推進

男ならかくあるべきというような、社会的責任を性別のみで過度に背負い込ませるようなストレスを社会から無くし、互いに慈しみ支え合う男女共同参画社会を目指すことが求められます。

●推進の方法

- ・男性の悩みに対する相談体制を整える。



困ったことがあったら、様々な相談窓口相談しよう

実践行動

(2) 男性の家庭や地域への参画に向けた意識啓発と支援

子育て・地域活動等への参加など、ワーク・ライフ・バランスを保ちながら、自己実現することが求められます。

●推進の方法

- ・男性の育児休業等の取得を促す。
- ・男性の家庭・地域への参画を可能にする職場環境の改善を促す。
- ・メディアと連携し啓発を行う（モデルケースの周知など）。
- ・SNSを活用し啓発を行う。



育児休暇をとろう、とれる環境にしよう

実践行動

(3) 子どもにとっての男女共同参画への理解の促進

男女共同参画についての理解を子どもの頃から促進し、将来を見通した自己形成ができるように子どもたちを啓発することが重要です。

●推進の方法

- ・就学前の児童向けの性・ジェンダーに関する絵本を、家庭や園に紹介する。
- ・保育園、幼稚園の保育士・教諭に、ジェンダーフリーの学習の機会を用意する。
- ・男女共同参画の資料を小学生、中学生、高校生に配布する。
- ・人権の尊重、男女の平等や相互理解・協力の重要性の学習の充実を図る。
- ・命の大切さや自分を大切にすることについての学習機会の充実を図る。
- ・インターネット等の正しい利用の普及啓発と、情報を判断する能力の育成を図る。



子どもたちのお手本になろう、子どもたちに背中を見せよう

実践行動

基本目標Ⅲ 男女がともに活躍する社会をつくるために

重点目標1 働く場における男女平等の意識の確立と推進

人生100年時代を見据え、働きたい人全てが性別に関わりなく活躍できる社会の実現のために男女平等の啓発や情報および資料の提供、採用・賃金・配置・昇進・教育訓練などの均衡が図られるよう、企業や事業所に呼びかけることが重要です。また、性別にとられない職業能力向上のための学習機会の創出や起業支援を行う環境づくりも必要であることから、働く場における男女平等の意識確立に努めます。

■施策の方向

(1) 男女の均等な雇用機会のさらなる促進

男女雇用機会均等法や労働基準法のさらなる浸透を進め意識改革を図るとともに、就労に関する情報の提供に努め、性の尊重をしつつ、雇用機会の均等と性による差別や格差を是正していくことが必要です。

●推進の方法

- ・雇用と企業等の分野において意識改革の働きかけや情報および資料を提供する。
- ・結婚・妊娠・出産・介護を理由に不利益にならないように、関係機関と連携を図りながら、関連法の周知・啓発をする。
- ・非正規雇用労働者の正規雇用労働者への転換等を促進するため、正規雇用労働者転換・待遇改善に関する計画を策定するとともに、助成等により企業の取組を支援する。

実践行動
町からの回覧情報や町のHPを見てみよう

(2) 女性の能力発揮促進のための支援

女性が能力を向上させるための学習の機会や情報を提供し、知識や技術を身に付け、その能力を発揮するための支援が求められています。

●推進の方法

- ・採用・賃金・配置・昇進・教育訓練などの均衡を企業や事業所に呼びかける。
- ・女性の職業能力向上および女性起業支援を行う環境づくりを促す。
- ・再就職希望者を含む社会人等の就労・スキルアップ・キャリア転換に必要な実践的な知識・技術・技能を身に付けるための学び直し等の充実を図る。

実践行動
各種研修に参加してみよう

(3) 仕事を続けたい人への雇用環境の整備促進

再就職のための情報提供や、育児・介護休業制度の普及・促進を図り、働く男女の家庭生活に配慮した労働環境を整備していくことが重要です。

●推進の方法

- ・産休・育休・介護休業および再就職準備のための情報提供・相談等きめ細かい支援策の充実を図る。

実践行動
役場や社会福祉協議会に相談してみよう

(4) セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどの防止と暴力の根絶

就職活動中を含め、雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどあらゆる暴力の潜在化を防ぎ、関係機関と連携を図りながら、根絶に向けた啓発に努める必要があります。

●推進の方法

- ・職場や地域社会において関係機関と連携をはかり、根絶に向けた啓発に努める。
- ・企業経営者や人事担当者等へ男女共同参画に対する理解・実践の周知・啓発を図る。

実践行動
ハラスメントについて今一度考えてみよう

重点目標 2 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

男女それぞれの能力がいきいきと発揮できる活躍の場をつくるためには、企業や行政などにおける意思決定や政策立案の場に、多様な背景をもつ様々な年齢の男女がバランスよく参画することが大切です。町の各種審議会や行政委員などは年齢・性別にとらわれずバランスのとれた任命・委嘱が必要です。このようなことから、政策や方針決定過程における女性のをはじめとする様々な人々の参画の拡大に努めます。

■施策の方向

(1) 町の各種審議会・行政委員への女性の積極的な登用

社会のあらゆる分野において、女性や様々な人々が方針決定に関わっていくことが重要です。

●推進の方法

- ・各種審議会・行政委員等への女性の登用率が3分の1を超えることを目標とする。
- ・従来での対面式に加え、オンラインでの会議の参加を促進し、各審議会・行政委員等には若い世代、子育て世代、高齢者、障がいをもつ人等、様々な背景をもつ多様な年齢層の人々を可能な限り登用する。

実践行動
審議会や委員会の活動内容や報告を町のHPで探してみよう
町の審議会や委員会に参加しよう

(2) 男女共同参画の視点をもった人材の育成

男女共同参画をそれぞれの地域で推進していくことは男女共同参画社会実現に向けての大きな一歩であり、町民にとって身近な生活の場である地域の中で、男女共同参画の視点をもったリーダーとなる人材を育成していくことが求められます。

●推進の方法

- ・県、その他の機関の人材育成講座への参加を促す。

実践行動
各種講座へ参加してみよう

重点目標3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）をはかるための支援

家庭と仕事の両立の中で働く人々のために、多様なライフスタイルに対応した子育ての支援が求められています。また、育児休業・介護休業の取得や取得後の職場復帰など柔軟に働く環境づくりが大切です。一方、働く意欲のある高齢者からは、就業に必要な情報の提供と、能力に応じた環境や技術・経験を活かせる職場づくりが求められています。このようなことから、豊かな生活を目指した労働環境の整備に努めます。

■施策の方向

（1）仕事と子育て・介護等家庭生活の両立に関する普及・啓発

働く男女がともに家族としての責任を担い柔軟な働き方ができる職場環境の整備や、ワーク・ライフバランスを保ち、仕事、家庭生活や地域活動等への積極的な参画ができるような環境整備と、子育て支援サービスを図り、介護休業法等法制度の普及に努めることが重要です。

●推進の方法

- ・ 育児・介護休業制度等の定着を図るための、介護休業制度等各種法制度の普及および促進を図る。
- ・ 保育所の延長保育や幼稚園の預かり保育、放課後の学童保育等子育てにやさしい環境づくりについての情報を提供するなどの支援を図る。
- ・ 介護・福祉サービス等介護に役立つ情報を提供するなどの支援を図る。
- ・ オンラインを活用したテレワークの実施を事業所に働きかける。

実践行動

オンライン会議や研修に積極的参加してみよう

（2）仕事と生活の調和が図れる働く場の環境整備

仕事と家庭・地域の調和が図れるような働き方の見直しを進め、子育て・介護中の負担軽減や孤立化の解消を図り、安心して子育て・介護・地域活動に取り組めるような情報提供や関連諸制度等の紹介を進めます。

●推進の方法

- ・ 男性が家事・子育てや介護などの無償労働を主体的に行うための学習の機会を支援する。
- ・ 上記の学習機会のみならず、幼少期から高齢者までの男女を対象に「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」について研修を行う。
- ・ 事業主に対して、子育て・介護支援に関する制度の紹介、仕事と生活の調和についての普及啓発を図る。

実践行動

家事の役割分担を考えてみよう

重点目標 4 商工業等の自営業者・農林業等の女性就労者の労働環境の整備

女性の経済的自立と地位向上のため、情報交換や学習の機会など就業するための条件や環境の整備が求められています。また、家族経営協定※の導入に向けた取り組みも求められています。一方、商工業等の自営業者や農林業等の経営や生産の方針決定の場において、女性の参画が強く求められています。商工業等の自営業・農林業等の従業者に対する労働条件の整備充実とともに、性別に左右されることなく共同分担意識づくりに努めます。

■施策の方向

(1) 女性の経済的自立と地位向上および就業環境の整備

男女がともに一人の労働者として経済的にも社会的にも、その労働に見合った正しい評価が行われるよう就業環境の整備に努めるとともに、女性の意思を働く場の運営に反映させるため方針決定過程への女性の参画を促進していくことが必要です。

●推進の方法

- ・意思決定過程への女性の参画を促進する。
- ・性別により、役割を固定化しないよう啓発活動を行う。
- ・資格や技能の他に法律や制度の知識も必要で、待遇や報酬などの面において不利益にならないように関連する法律や、制度の情報提供や学習の機会を提供する。

実践行動
職場環境を改善しよう

(2) 商工業等の自営業者・農林業等の従事者に対する労働環境の整備

快適に働くために、作業の安全の推進・労働負担の軽減のための技術の確立・労働時間の短縮・休暇の取得等の環境整備を目指し、啓発や情報等の提供に努めていく必要があります。

●推進の方法

- ・労働時間の適正化等、労働環境整備の啓発を図る。
- ・生産・加工・流通等の起業など第6次産業※の従事者への、産業化の取り組みを支援する。

実践行動
あなたらしく、自分らしく生きよう

(3) 家族経営協定への積極的な取り組み

家族経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な家族経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族の十分な話し合いに基づき取り決めていくことへの情報提供や支援を図り、女性も経営方針等についての意思決定過程に参画できるようにすることが必要です。

●推進の方法

- ・共同分担意識の啓発を促進する。
- ・商工業等の自営業者・農林業や地域活動に参画できる環境づくりを推進する。
- ・女性が意思決定過程に主体的に参画できる環境を整備するよう啓発活動を行う。

実践行動
家族間で話し合ってみよう

※家族経営協定

家族経営にたずさわる各世帯員が、主体的に経営に参画でき、意欲と能力を存分に発揮できる環境を整備するために、取り決めたルール。

※第6次産業

第1次産業（生産）×第2次産業（加工）×第3次産業（流通）

基本目標Ⅳ 男女がともに安心して健やかに暮らせる町をつくるために

重点目標 1 健康と性の尊重

人生100年時代を見据え、男女が生涯を明るく健康で暮らすことができるように、心身ともに健康を維持することが大切です。特に女性の状態については、思春期から妊娠、出産を経て閉経、更年期、老年期まで大きく変化することから、より行き届いた健康支援が望めます。また、性に関しては、男女とも正確な知識を持ち、自ら健康管理をすることも大切です。男女がその健康状態に応じて自己管理を行うことができるよう、適切な健康の保持・増進を進めるとともに、互いの性を尊重します。

■施策の方向

(1) 健康と性の尊重に向けた意識啓発

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康／権利）※や、LGBTQ※等多様な考え方に関する意識を広く社会に浸透させるため、あらゆる機会をとらえて、男女の体と性に関する健康と権利について、分かりやすい啓発や情報の提供等に努めることが大切です。

●推進の方法

- ・健康診断等の機会に、女性と男性の体と性に関する健康と権利についての情報を幅広い年代の男女を対象に提供する。
- ・幼少期から継続して教育の場での理解を深める。

実践行動

自分の体やココロを大切にしよう

(2) 思春期と更年期の女性と男性に対する学習機会の創出

思春期や更年期の心身の変化に対する無理解・望まない妊娠・中絶や性感染症の危険などの問題について理解を深め、自分自身や他人の健康と権利を尊重できるよう学習機会の充実を図る必要があります。特に若年層に対し、男女ともに早い段階から妊娠・出産の知識を持ち、自分の身体への健康意識を高めることを含む、健康に関する包括的な教育を促進する必要があります。

●推進の方法

- ・性教育を含む健康教育（思春期・更年期）の充実を図る。
- ・緊急避妊薬についての情報を幅広く周知する。

実践行動

性の不安や心配事は、様々な相談窓口相談してみよう

※リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康／権利）

リプロダクティブ・ヘルス…人間の生殖システムが身体的、精神的、社会的に良好な状態にあること。

リプロダクティブ・ライツ…子どもの数、出産間隔、出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができる基本的権利のこと。

※LGBTQ

Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、性別越境者）の頭文字をとった単語で、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の一つ。Qは、「Queer（クィア）」セクシュアル・マイノリティ全般を表し、その他「Questioning（クエスチョニング）」自分の性のあり方をハッキリと決められなかったり、迷ったりしている人、または決めたくない、決めないとしている人のことも表す。

(3) 女性・男性が安心して子どもを産み育てるための支援体制の周知

妊娠を望む男女、妊娠・出産期における女性を支援するとともに、妊娠中及び出産後も継続して健康管理に留意することが大切です。また、安心して子育てができる環境を整備することが求められます。

●推進の方法

- ・妊娠から出産・乳幼児までの一貫した健康診断や健康指導が受けられる体制の充実に図る。
- ・保育サービスや児童館の充実など子どもを取り巻く環境の整備と、子育てネットワークづくりに努める。
- ・男性の育児休業等の取得を促進する。
- ・不妊治療と仕事との両立に関する職場環境の整備を進める。

実践行動
出産や病気、介護などからの職場復帰を応援しよう

(4) 健康をおびやかす問題についての対策の推進

男女が主体的に健康を自己管理できるように健康診断受診の啓発を行うとともに、生涯にわたる健康管理を支援するための取り組みを進めていくことが求められます。

●推進の方法

- ・健康診断受診の啓発をはかり、受診率60%を目標とする。
- ・健康診断後の再診率の向上を図り、健康寿命の向上を目指す。
- ・健康問題に対する不安を解消するための相談体制を充実させる。
- ・子宮頸がん検診・乳がん検診の更なる受診率向上に向けた取組を行う。
- ・事業所に対し更年期の健康に関する研修や啓発活動の取組及び相談体制の構築を促進する。

実践行動
健康が第一、検診を定期的に受けよう

重点目標2 子育てや介護等の共同分担の促進

子育てや介護の負担を性別や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）にとらわれることなく、家庭や地域で支え合うことが求められています。男女が協力して家庭や社会での生活を営み子育てや介護などが行えるよう、共同分担の意識づくりを進めます。

■施策の方向

(1) 家事・子育て・介護等の共同分担の意識づくりの促進

働きたい人全てが、仕事と家事・育児・介護、社会活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく働き続けられる町にするため、男女が互いに共同分担意識を持つことが重要です。

●推進の方法

- ・男女共同分担の必要性、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）などについての理解を得るための講習会、学習会を幅広い年代を対象とし、積極的に開催する。
- ・妊活、子育て・介護の相談をいつでも受けられるよう、保健師等の福祉・介護の充実を図る。
- ・男性のための家事・子育て・介護教室の充実を図る。

(2) 介護・看護体制の充実

介護を必要とする高齢者、また介護する家族が、必要に応じたサービスを受けられるよう介護保険制度の一層の定着を図り、高齢者が安心して暮らすことができる介護・看護体制を充実させることが求められます。

●推進の方法

- ・高齢化が進むなか、介護負担軽減のために、自助・互助・共助・公助の視点で支援体制を整備する。
- ・介護保険サービス事業所・医療関連等の関係機関と連携を図る。
- ・公的介護機関・民間の介護サービスや地域支援サービスの情報を提供する。

実践行動
介護サービスや介助サービスの評判を情報交換しよう

重点目標3 男女に対するあらゆる暴力の根絶

社会的問題として取り上げられている、配偶者等からの暴力(DV※)やストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害となるあらゆる暴力を根絶するために、これらの暴力を予防し、容認しない社会を形成することが求められています。男女に対するあらゆる暴力(言葉の暴力や精神的苦痛も含める)の根絶に努めるとともに、社会的認識の徹底を促し、被害者への支援体制などの整備に努めます。

■施策の方向

(1) 配偶者などからの暴力防止策の推進

様々な形態の暴力や、差別・偏見などの問題を正しく理解し、人権侵害を引き起こさないことはもとより、人権を擁護する姿勢を促し、暴力の防止に努めることが望まれます。

●推進の方法

- ・暴力防止のための専門職員を配置し、相談窓口の充実や学習の機会を設ける。
- ・全国共通短縮番号「#8008(はれれば)」の周知やSNS等を活用した相談等を推進する。

実践行動
悩み事があるなら相談して、迷わず助けを求めよう

暴力は許さないという強い気持ちを持とう

DV関係の相談窓口を広く町民に知らせる

(2) ストーカー行為の防止対策の推進

被害者が適切に救済・支援を受けられるよう関係機関と連携して防止対策を進めるとともに、相談機能を充実させる必要があります。

●推進の方法

- ・暴力廃止のための専門職員を配置し、相談窓口の充実や学習の機会を設ける。

実践行動
ストーカー行為について学習し相談窓口の充実を図ろう

悩み事があるなら相談して、迷わず助けを求めよう

役場や警察に相談する勇気を持とう

※DV(ドメスティック・バイオレンス)

配偶者や恋人など、親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力。形態として、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力などが含まれる。

重点目標4 多様な人々が安心して暮らせる環境整備

単身世帯やひとり親世帯の増加、また日本で働き生活する外国人が増えている現状において、生活上の困難をかかえる人たちが少なくないといわれています。女性の就業継続や再就職の支援、保育に関わる問題等について、個のつながりでの支援と公的な立場からの支援体制を整備することに努めます。

■施策の方向

(1) 複合的に困難な状況に置かれている人々への支援

ひとり親家庭に対する子育て、生活支援、就職支援策等の推進をします。高齢者や障がい者等も含めた様々な生活上困難の世代間連鎖を断ち切るため、教育費の負担軽減や多様な教育機会を確保していきます。

●推進の方法

- ・相談窓口の充実と生活費支援体制の具体的内容の周知に努める。

実践行動
困ったら相談してみよう

(2) 外国人が安心して暮らすための支援

外国人住民との言語の壁による障がいを最小限にし、心の通じ合いを目指す努力をします。

●推進の方法

- ・相談窓口の充実とコーディネーター的存在の人員を確保できるような組織作りを進める。
- ・住民生活において、コミュニケーションを積極的にとれる意識づくりに努める。

実践行動
外国の人の暮らしがわかる本を図書館で探して読んでみよう

参 考 資 料

資料 1 町民意識調査集計結果

資料 2 関連法令

- 日本国憲法（抄）
- 男女共同参画社会基本法
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

資料 3 市川三郷町男女共同参画推進条例

資料 4 男女共同参画に係る主な関係機関・相談窓口

資料 5 市川三郷町男女共同参画推進委員会委員名簿

資料 1 町民意識調査集計結果

市川三郷町男女共同参画推進委員会では、平成 20 年度から町民意識調査を実施しています。大人（高校生以上）向けに 3 問、子ども（小学生～中学生）向けに 1 問の設問を用意し、多くの方からのご回答をいただきました。ご協力ありがとうございました。集計結果をグラフにて紹介いたします。

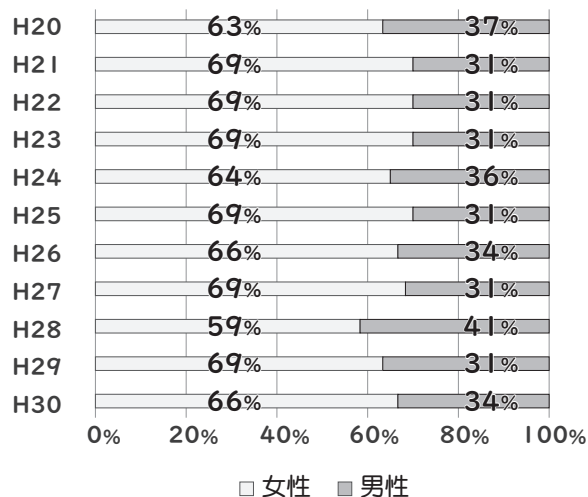
有効回答者数

単位：人

第 1 回 - 平成 20 年 - 大人 365、子ども 148
第 2 回 - 平成 21 年 - 大人 319、子ども 177
第 3 回 - 平成 22 年 - 大人 327、子ども 226
第 4 回 - 平成 23 年 - 大人 324、子ども 155
第 5 回 - 平成 24 年 - 大人 403、子ども 185
第 6 回 - 平成 25 年 - 大人 241、子ども 167
第 7 回 - 平成 26 年 - 大人 206、子ども 154
第 8 回 - 平成 27 年 - 大人 174、子ども 93
第 9 回 - 平成 28 年 - 大人 146、子ども 74
第 10 回 - 平成 29 年 - 大人 73、子ども 70
第 11 回 - 平成 30 年 - 大人 114、子ども 52

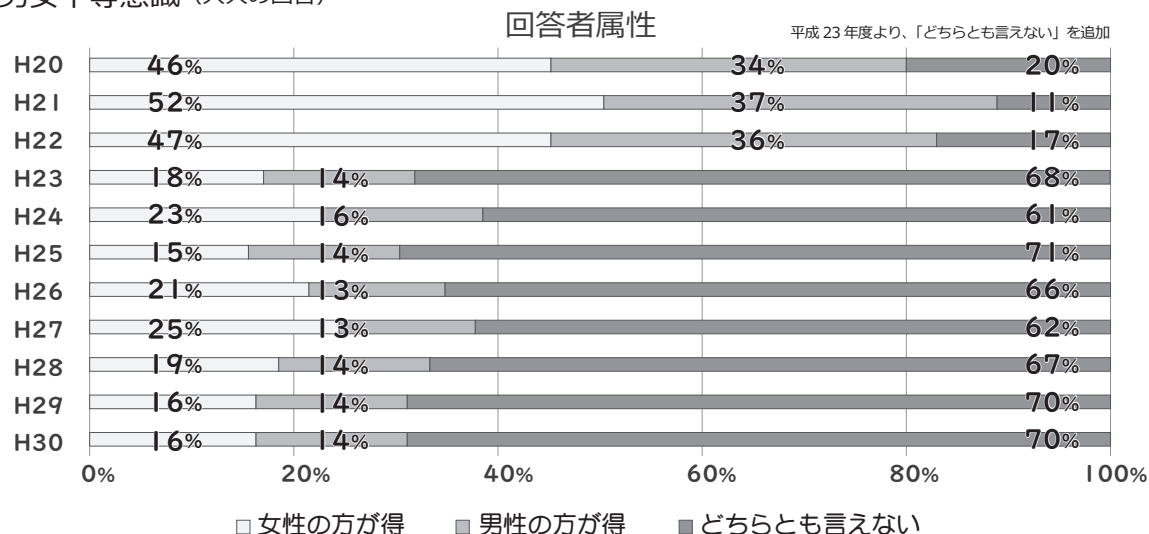
※令和元年、2 年、3 年は調査未実施。

回答者属性



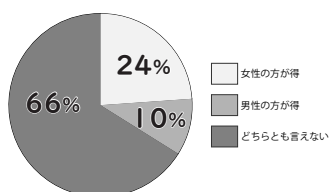
問 女の方が得？男の方が得？

男女平等意識（大人の回答）

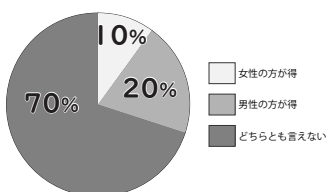


男女平等意識（年齢別） 平成 30 年

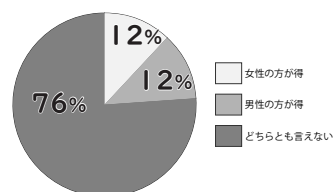
39 歳以下の人から見て



40 ～ 60 歳の人から見て

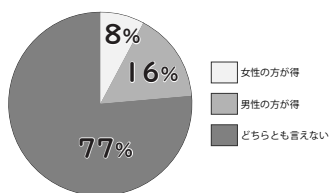


61 歳以上の人から見て

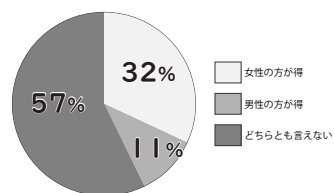


男女平等意識（男女別・大人） 平成 30 年

女性から見て



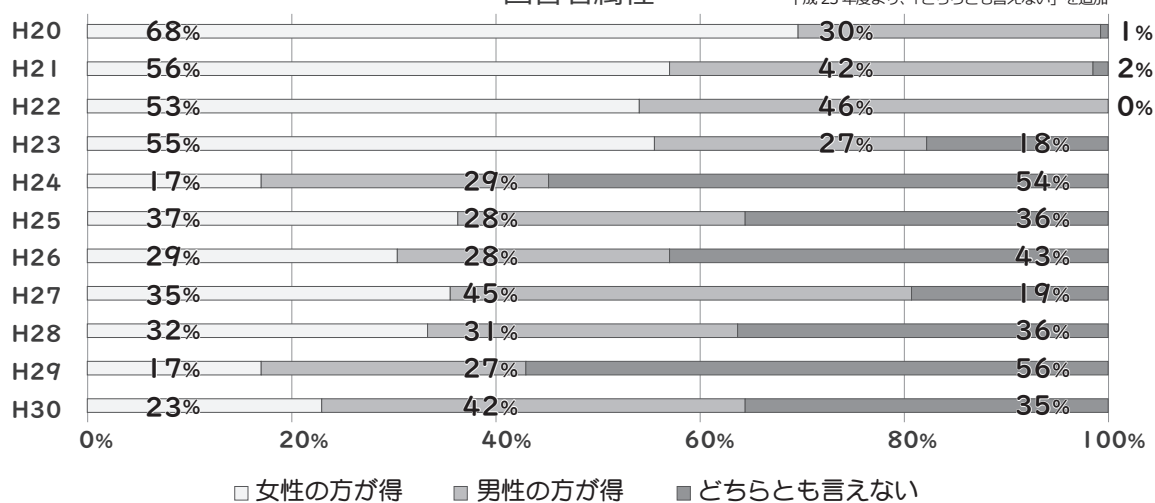
男性から見て



男女平等意識（子ども）

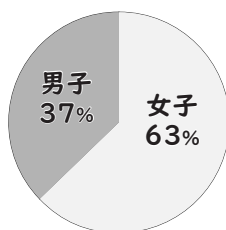
回答者属性

平成 23 年度より、「どちらとも言えない」を追加

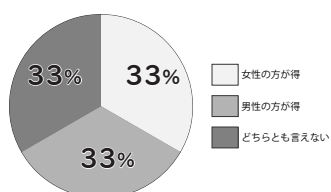


男女平等意識（男女別・子ども） 平成 30 年

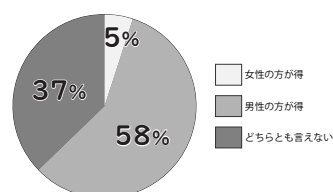
回答者属性



女子から見て

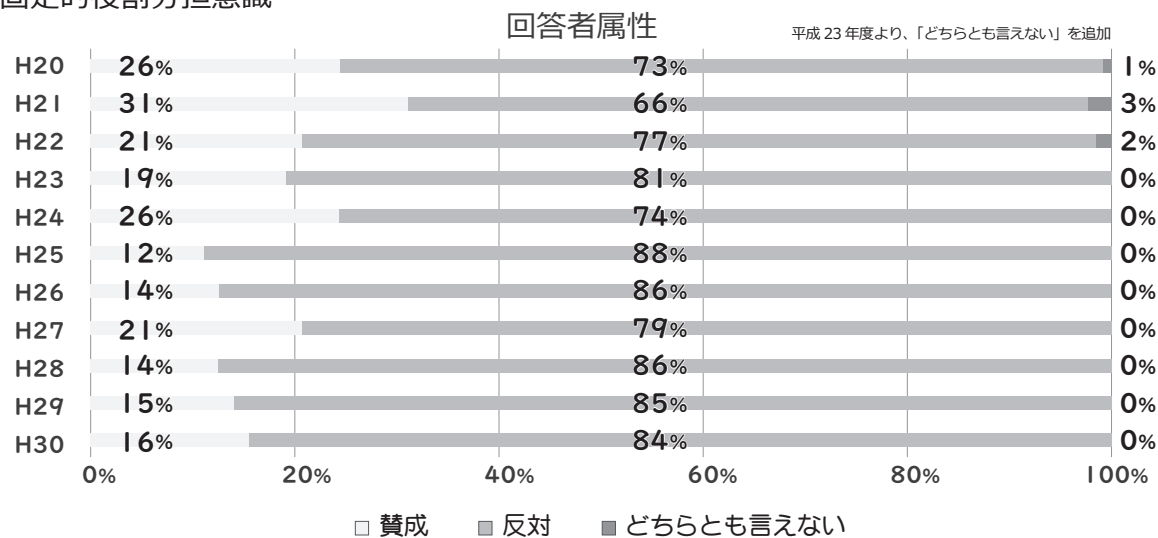


男子から見て



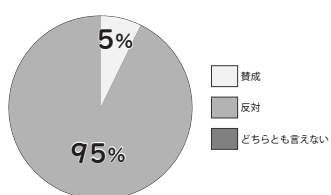
問 夫は外で働き、妻は家庭を守るべき？

固定的役割分担意識

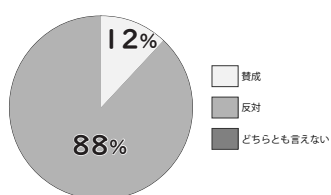


固定的役割分担意識（年齢別） 平成 30 年

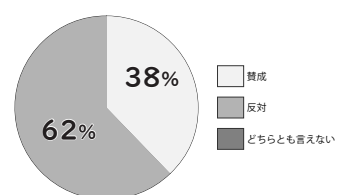
39 歳以下の人から見て



40 ～ 60 歳の人から見て

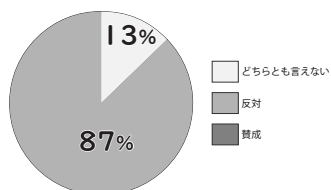


61 歳以上の人から見て

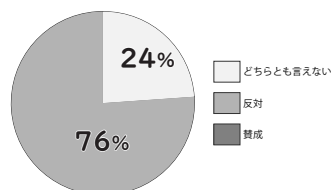


固定的役割分担意識（男女別） 平成 30 年

女性から見て

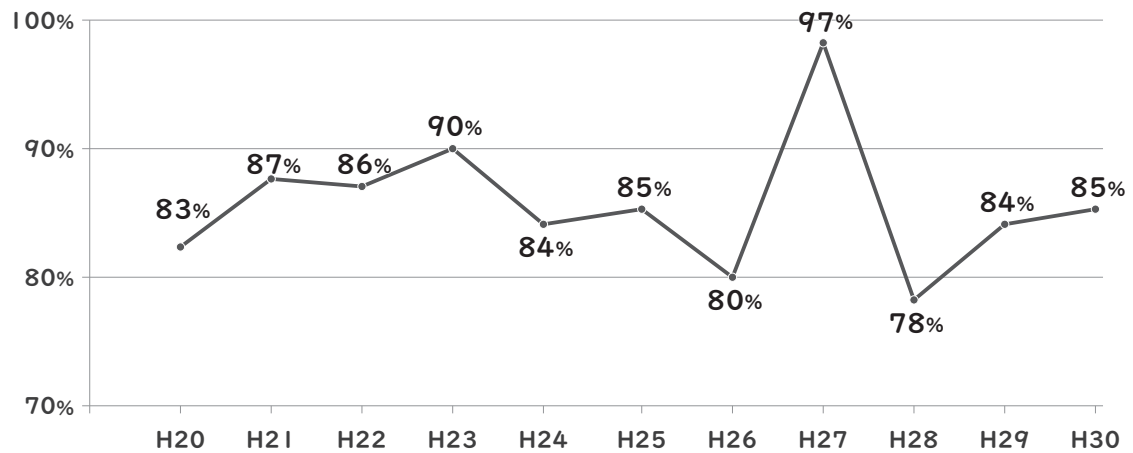


男性から見て

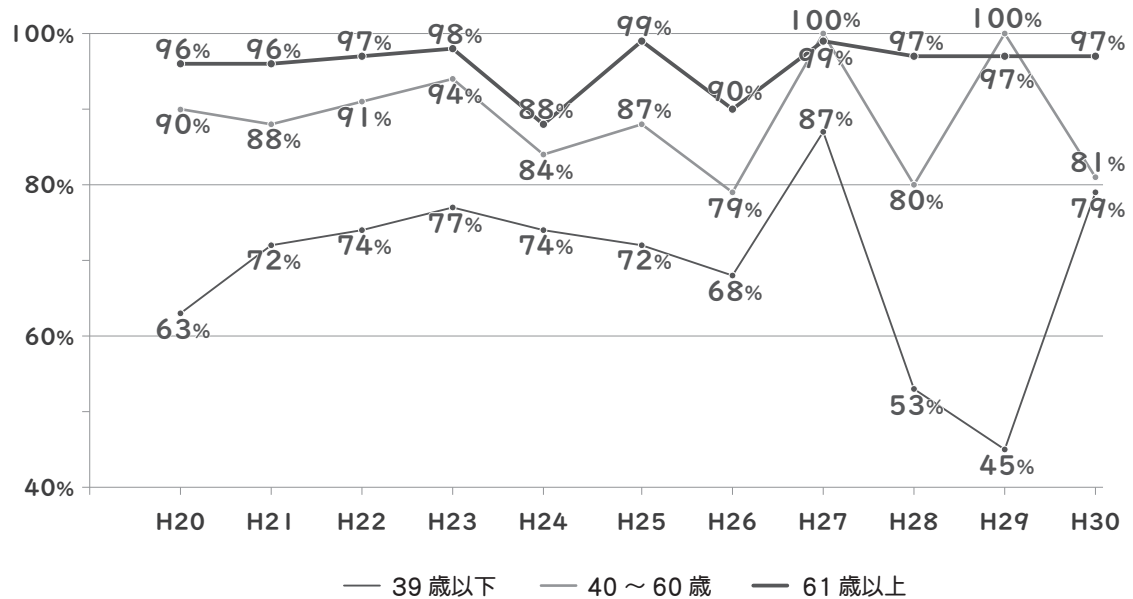


問「男女共同参画」という言葉を知っていますか？

認知度



認知度（年代別）



資料2 関係法令

日本国憲法（抄）

昭和二十一年十一月三日 公布
昭和二十二年 五月三日 施行

前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第一条～第八条 省略

第二章 戦争の放棄

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第三章 国民の権利及び義務

第十条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障

する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第十五条 省略

第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第十七条 省略

第十八条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。
2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

第二十四条 婚姻は両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
3 児童は、これを酷使してはならない。

第二十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第二十九条 財産権は、これを侵してはならない。
2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第三十条 省略

第三十一条 何人も、法律の定める手續によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第三十二条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第三十三条～第九十六条 省略

第十章 最高法規

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。
2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第九十九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

(以下 略)

男女共同参画社会基本法（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）

改正 平成十一年七月十六日法律第一〇二号
同 十一年十二月二十二日同 第一六〇号

目次

前文

第一章 総則（第一条－第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条－第二十条）

第三章 男女共同参画審議会（第二十一条－第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況に鑑み、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性に鑑み、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もっ

て男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置

前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることに鑑み、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画基本計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

**第三章 男女共同参画会議
(設置)**

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所管業務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び、議員24人以上をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた見識を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女いずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成十一年六月二十三日法律第七十八号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(以下 略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正年月日：令和二年四月一日

目次

第一章	総則（第一条・第二条）
第一章の二	基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）
第二章	配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）
第三章	被害者の保護（第六条―第九条の二）
第四章	保護命令（第十条―第二十二條）
第五章	雑則（第二十三条―第二十八条）
第五章の二	補則（第二十八条の二）
第六章	罰則（第二十九条・第三十条）
附則	

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

- 第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚

姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する

重要事項

- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
 - 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に

努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
 - 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
 - 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本

部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者

が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。

以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又は

その性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いだと認めるに足りる申立ての時のにおける事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時のにおける事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時のにおける事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判

に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条 被害者

被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）

第六条第一項 配偶者又は配偶者であった者

同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者

第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項 配偶者

第二十八条の二に規定する関係にある相手

第十条第一項 離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合

第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて運用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則（平成十六年法律第六十四号）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二

月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則（平成十九年法律第百十三号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則（平成二十五年法律第七十二号）抄
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附則（平成二十六年法律第二十八号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附則（令和元年法律第四十六号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (平成二十七年法律第六十四号)

目次	
第一章	総則（第一条—第四条）
第二章	基本方針等（第五条・第六条）
第三章	事業主行動計画等
第一節	事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節	一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
第三節	特定事業主行動計画（第十九条）
第四節	女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
第四章	女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
第五章	雑則（第三十条—第三十三条）
第六章	罰則（第三十四条—第三十九条）
附則	

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由

によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図る

- ために必要な環境の整備に関する事項
ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等 (一般事業主行動計画の策定等)

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業

主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うた

めの厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表 (一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、

正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構

成員として加えるものとする。

- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成二九年三月三十一日法律第一四号）抄（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七

条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三條（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和元年六月五日法律第二四号）抄（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日
二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

資料3 市川三郷町男女共同参画推進条例

市川三郷町男女共同参画推進条例

平成19年9月14日公布・施行
条例第27号

目次 前文 第1章 総則（第1条－第8条） 第2章 基本的施策（第9条－第21条） 第3章 市川三郷町男女共同参画推進委員会の設置（第22条－第24条） 第4章 補則（第25条） 附則

前文

少子高齢化、高度情報化、国際化などの社会情勢が急速に進展する中で、豊かな自然と伝統ある歴史と文化をもつ市川三郷町がやすらぎと活力のあるまちとして発展するためには、日本国憲法において保障された個人の尊重と男女の平等を不可欠とし、男女共同参画社会の実現が緊要な課題となっている。

本町では、男女が互いに尊重し合える男女共同参画社会の実現に向けて、意識改革や啓発活動を推進してきた。しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会における慣行が未だに根強く残っており、男女の自由な活動や生き方の選択が狭められている。

私たちは、男女が互いにその人権を認め、自由な活動の選択ができ、誰もがまちづくりに参画していける社会をめざしてこの条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について基本理念を定め、並びに町、町民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、やすらぎと活力のある男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、性別により差別されることなく、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保されることにより、等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受け、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 町民 町内に居住し、通学し若しくは通勤し、又は町内で活動する者をい

う。

- (4) 事業者等 営利・非営利を問わず、町内において事業又は活動を行うすべての個人及び法人その他の団体をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として図られなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳を重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会を確保されることその他の男女の人権が尊重されなければならない。
- (2) 社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。
- (3) 町及び事業者等における政策又は方針決定に男女ともに参画する機会が確保されなければならない。
- (4) 子育て、家族の介護など男女がともに家族的責任を持ち、相互の協力と社会の支援を受けながら、家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる分野（以下「社会のあらゆる分野」という。）における活動に、対等に参画できるようにしなければならない。
- (5) 男女が、互いの性を理解し、生涯にわたる性と生殖に関して、自ら決定する権利を十分に尊重されなければならない。
- (6) 国際社会における取組と密接な関係を有していることを理解するとともに、国際的な相互の連携と協調が図られなければならない。

（町の責務）

第4条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。）を定め、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

- 2 町は、男女共同参画推進施策を実施するため、必要に応じ財政上の措置その他の措置を講じなければならない。
- 3 町は、町民及び事業者等の理解が得られるよう、必要な啓発活動及び学習機会の充実などに積極的に取り組まなければならない。
- 4 町は、男女共同参画推進施策を実施するに当たり、国、県及び他の地方公共団体並びに関係団体との連携に努めなければならない。

ない。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、性別による固定的な役割分担又は慣例、慣習を見直し、社会のあらゆる分野において男女共同参画社会を実現するため、積極的かつ主体的に取り組むとともに、町が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、基本理念にのっとり、その事業又は活動において、男女共同参画社会を実現するため、積極的に取り組むとともに、町が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者等は、男女が家庭と就業又は活動等とを両立できる環境の整備に努めなければならない。

3 事業者等は、町に一般競争（指名競争）参加資格審査申請書を提出する場合は、男女共同参画推進状況を届け出なければならない。

(男女共同参画推進モデル)

第7条 町長は、前2条の規定による責務を顕著に遂行している町民、事業者等に対し、市川三郷町男女共同参画推進委員会（第22条に規定する推進委員会をいう。第9条第2項において同じ。）の推薦を受けて男女共同参画推進モデルとして推奨し表彰することができる。

(性別による人権侵害の禁止)

第8条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い（男女が同じに取り扱われているようにみえても結果的に男女どちらか一方の性に著しい不合理が生じることになる取扱いを含む。）をしてはならない。

2 何人も、社会のあらゆる分野において、性的でかつ不快な言動により他人の生活環境を害し、又はその者に不利益な扱いをしてはならない。

3 何人も、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）又はかつて配偶者であった者に対して、身体的、精神的又は経済的な苦痛を与えるようなあらゆる形態の暴力的行為を行ってはならない。

第2章 基本的施策

(基本計画の策定)

第9条 町長は、基本理念にのっとり男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 町長は、基本計画を策定し、又は変更するに当たっては、市川三郷町男女共同参画

推進委員会に諮問し、町民や事業者等の意見が反映されるように努めるものとする。

3 町長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(教育における男女共同参画の実現)

第10条 家族は、子の性別にとらわれることなく男女共同参画の視点に立ち、子の養育に努めなければならない。

2 学校教育において、教師その他の教育に携わる者は、性別による差別のない教育に努めなければならない。

3 町は、家庭教育、学校教育及び町民の学習の機会において男女共同参画の視点が盛り込まれるよう支援しなければならない。

(地域における男女共同参画の実現)

第11条 地域における組織づくり及び活動に当たって、基本理念にのっとり、地域社会の慣例又は慣習を改善していくよう努めなければならない。

2 自治組織等の役員の構成及び活動においては、男女がともに参画し、責任を分かち合えるよう積極的に配慮するものとする。

(家庭における男女の基本)

第12条 家庭における男女は、互いに対等な存在として人格を認め合い話し合うことを基本とする。

2 商工自営業・農林業等に従事する男女は、その経営における役割を適正に評価されなければならない。

(公衆に表示する情報の表現への配慮)

第13条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、セクシュアル・ハラスメント又は男女間の暴力行為を助長する表現その他男女共同参画の推進を妨げる表現を用いないよう努めなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第14条 町は、あらゆる施策を策定し、実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(進捗状況の公表)

第15条 町長は、各年度における基本計画に基づく施策の実施状況について公表するものとする。

(調査研究)

第16条 町は、男女共同参画推進施策を策定し、実施するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

(情報提供及び広報活動)

第17条 町は、男女共同参画の推進について、町民及び事業者等の理解を深めるため、あらゆる機会を通じて、情報を提供し、及

び広報活動を行うよう努めるものとする。

(研究機関等との連携)

第18条 町は、男女共同参画を推進するため、研究機関及び教育機関と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

2 町は、男女共同参画を推進するため、事業者等と連携し、及び協力するとともに、その活動を支援するよう努めるものとする。

(家庭生活と職業生活その他の社会における活動の両立支援)

第19条 町は、男女が共に家庭生活と職業生活その他の社会における活動を両立することができるよう、その支援を行うよう努めるものとする。

(事業者等からの報告)

第20条 町長は、必要があると認めるときは、事業者等に対し、男女共同参画に関する事項について報告を求め、又は助言をすることができる。

2 町長は、前項の規定による報告により把握した内容を公表することができる。

(苦情及び相談への対応)

第21条 町は、町民又は事業者等からの男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する苦情及び性別により差別した取扱い等に関する相談に対して、関係機関と連携して、迅速かつ適切に対応するよう努めるものとする。

第3章 市川三郷町男女共同参画推進委員会の設置

(設置等)

第22条 男女共同参画を円滑に推進するため、市川三郷町男女共同参画推進委員会(以下「推進委員会」という。)を置く。

2 推進委員会は、町長の諮問に対し答申を行うほか、第14条の施策について意見を述べることができる。

3 推進委員会は、男女共同参画の啓発又は推進に必要な事項について、調査を行うものとする。

(組織等)

第23条 推進委員会は、委員20人以内の委員で組織する。ただし、男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならない。

2 委員は、男女共同参画推進に関して識見を有する次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 市川三郷町女性団体の代表者

(2) 山梨県男女共同参画推進リーダー

(3) 町民

(4) 前3号に掲げる者のほか、町長が適当と認める者

3 町長は、前項第3号に掲げる委員を委嘱

をする場合は、公募により行うものとする。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議等)

第24条 推進委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、推進委員会の会議(以下この条において「会議」という。)の議長となる。

4 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

5 会議は、会長が招集する。

6 会長は、第22条第2項による職務を果たすに当たり、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

第4章 補則

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(市川三郷町男女共同参画推進委員会設置条例の廃止)

第2条 市川三郷町男女共同参画推進委員会設置条例(平成17年市川三郷町条例第9号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 この条例の施行の際現に廃止前の市川三郷町男女共同参画推進委員会設置条例

第3条に規定する市川三郷町男女共同参画推進委員会(以下「旧参画推進委員会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に、第23条第1項の規定により市川三郷町男女共同参画推進委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第23条第4項の規定にかかわらず、旧条例第3条の規定により委嘱された旧参画推進委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 この条例の施行の際現に旧参画推進委員会の会長及び副会長である者は、第24条第2項の規定により会長及び副会長に互選されたものとみなす。

第4条 この条例の施行の際現に策定されている市川三郷町男女共同参画プラン〜輝く笑顔いちかわみさと〜は、第9条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

資料4 男女共同参画に係る主な関係機関・相談窓口

町の主な関係機関・相談窓口

機関名	所在地及び連絡先	内 容
市川三郷町役場 政策秘書課企画係	市川三郷町市川大門 1790-3 ☎ 055-272-1103	男女共同参画推進に係る施策等
市川三郷町役場 いきいき健康課子育て支援係	市川三郷町岩間 495 ☎ 0556-32-2114	子育て支援、母子保健に係る相談等

県の主な関係機関・相談窓口

機関名	所在地及び連絡先	内 容
山梨県県民生活部 県民生活・男女参画課	甲府市丸の内 1 丁目 6-1 ☎ 055-237-1111 (代表)	男女共同参画推進に係る施策の総合企画 及び総合調整、調査・研究他
山梨県男女共同参画 推進センター (配偶者暴力支援センター)	びゅあ総合 甲府市朝気 1 丁目 2-2 ☎ 055-237-7830	男女共同参画に関する講座学習の機会と 交流の場、情報の提供、女性総合相談
	びゅあ富士 都留市中央 3 丁目 9-3 ☎ 0554-45-1666	男女共同参画に関する講座学習の機会と 交流の場、情報の提供
	びゅあ峡南 南巨摩郡南部町内船 9353-2 ☎ 0556-64-4777	男女共同参画に関する講座学習の機会と 交流の場、情報の提供
女性相談所	甲府市北新 1-2-12 ☎ 055-254-8635 (相談専用)	女性が抱えている家庭や職場等での問題 や配偶者からの暴力等に関する相談

国の主な関係機関・相談窓口

機関名	所在地及び連絡先	内 容
山梨労働局 雇用環境・均等室	甲府市丸の内 1 丁目 1-11 ☎ 055-225-2851	雇用の分野における男女の均等な機会と 待遇の確保、職業生活と家庭生活との両 立に関する相談等

上記窓口は、令和4年3月1日現在のものです。最新はHPなどでご確認ください。

資料4 市川三郷町男女共同参画推進委員会 第8期委員

会 長	市瀬百合子				
副会長	笠井 辰生				
委 員	青柳 一美	榎本 桂子	長 田 稔	海 宝 恵	河 西 翼
	加藤すみ子	金澤みちる	早川 一樹	村上 裕志	村松 宏記
	回 木 敦	望月 良美	若尾かな江	渡辺 瑞穂	

※委員は五十音順

輝く笑顔いちかわみさと川柳（標語）コンテスト 歴代大会大賞作品

令和3年度

ナイスプレー
混合ダブルス 家事・育児

令和2年度

男（ひと）と女（ひと）
時代は令和 みとめ合い

令和元年度

家事÷2（わるに）
笑顔は×2（かけに） 父と母

平成30年度

男女の壁
無くそう自分の 意識から

平成29年度

イクメンを
影で支える 家族愛

平成28年度

たすけ合い
かぞくでながす 玉のあせ

平成27年度

ユニフォーム
母の気持ち 着る 今日

平成26年度

性別は
夢をささえる 権利ない

平成25年度

包丁の
リズムがちがう 日曜日

平成24年度

できること
得意なこと 助け合い

平成23年度

赤ちゃんを
そっとかかえる カコブ

平成22年度

父の家事
母の心の サポーター

平成21年度

せんたくを
小さくたたむ 大きな手



発行：市川三郷町

〒409-3601 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門 1790-3 TEL055-272-1103 FAX055-272-2525

編集：市川三郷町男女共同参画推進委員会